所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合		
過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合		
［略］		
規則第四条第二号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	
	国税手続電子証明書（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号。以下「オン化省令」という。）第二条第一項第二号に規定する電子証明書（同号ロに該当するものを除く。）をいう。）及び当該国税手続電子証明書により確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下「電子署名法」という。）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）	
	民間電子証明書（電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記録のあるもの	

所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合		
過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合		
［同上］		
規則第四条第二号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	
	国税手続電子証明書（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号。以下「オン化省令」という。）第二条第一項第二号に規定する電子証明書（同号ロに該当するものを除く。）をいう。）及び当該国税手続電子証明書により確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下「電子署名法」という。）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）	
	民間電子証明書（電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記録のあるもの	